



区職員の懲戒処分について

と き 平成 30 年 3 月 6 日 (火) 発表

と こ ろ 練馬区役所(豊玉北 6 - 12 - 1)

練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

【公表内容】

1 不適切な事務処理

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

総務部 係長 50 歳 女性 戒告

教育振興部 総括係長 55 歳 男性 戒告

概要

当該職員は、平成 27 年度に非常勤職員報酬等の支給に伴う源泉所得税の納入手続きを失念した。この結果、税務署への納付が遅延したため、延滞税等を支出することとなった。

また、平成 28 年度に実施した非常勤職員採用選考事務において、受験者に対する選考結果通知の送付を失念した。その後、上司からの指示や受験者からの問合せがあつたにも関わらず、迅速な対応を怠った。

加えて、平成 27 年度、平成 28 年度における非常勤職員の旅費支給事務を遅滞した。

このことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

また、当時の上司について、管理監督責任として懲戒処分とした。

2 処分年月日

平成 30 年 3 月 5 日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話 03 - 5984 - 5782